

支援センターさくら

支援センターさくら事業概要

ホームズさくらは16か所、定員74名、ホームズなでしこは2か所、定員19名であり、合計18ホーム、定員93名の地域生活を支援している。個別支援計画に基づき、利用者ひとり一人に合わせた支援内容を設定し、地域での単身生活への移行が可能な利用者は、相談支援事業と連携をとりながら、単身生活への移行を支援している。

一方で、ホーム利用者の高齢化等新たな対応と質の高い支援の提供を目指し、平成28年秋より、訪問看護を取り入れており、引き続き利用者の健康維持支援と医療体制の充実を図っていく。

障害種別を問わず就業と生活を一体的に支援する「北河内東障害者就業・生活支援センター」、従来からのリアルな就業体験をベースに就労による社会参加を進めてきた就労移行支援事業に加え、利用者のエンパワメントに重点を置いた自立訓練(生活訓練)事業を実施し、より多くの障がいのある人の就労の可能性を求めて事業再編した就労支援プログラムを実施する。

就労継続支援A型事業は、収支を大幅に改善させるための3ヵ年計画のスタートを受けて、スワンベーカーリー事業をはじめとした既存事業の充実のみに捕らわれず、様々な角度から取り組みを進められるよう、コンサルテーションを導入して事業展開を図る。

支援内容の充実と強化が急がれる利用率とニーズの高い「短期入所・日中一時支援事業」、また、利用者のニーズ実現に近づける為計画を作成する「相談支援事業」等を実施し、生活や暮らし及び就労を支援する様々な事業を展開している。

管理棟をはじめ、ハード面の整備から一定年数が経過したことによる老朽化への対応を図るとともに、障害のある人とその家族の思いや願いを大切にし、その人らしさや機能を最大限に引き出す利用者主体の支援を限りなく追求し、ニーズに応える良質かつ適切なサービス提供に努める。また、障害のある人を取り巻く環境の変化に適切に対応し、地域貢献や社会貢献を通じた地域作りの担い手となる特色ある事業所を目指す。

支援センターさくら 事業一覧

I 生活支援部門

- 1 ホームズさくら・なでしこ(共同生活援助事業・空床型短期入所事業)
- 2 短期入所・日中一時支援事業

II 相談支援部門

- 1 さくら相談支援事業(特定・一般・障害児)
- 2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業
- 3 大東市地域就労支援事業
- 4 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援制度
- 5 大東市大東市職場定着支援事業

III 就労支援部門

- 1 就労移行支援事業・自立訓練(生活訓練)事業
- 2 スワンカフェ&ベーカーリー大東店(就労継続支援A型事業)

I 生活支援部門

1 ホームズさくら・なでしこ(共同生活援助事業・空床型短期入所事業)

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を、個別支援計画に基づき、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 世話人の人事考課が導入されたことに伴い、事務局と連携してキャリアパス研修を行い、世話人の資質の向上に努める。
- 4 全18ホーム93名の利用者に対して、世話人、宿直員等支援体制の整備を行う。
- 5 現在、18ホーム中17ホームは巡回も含めて夜間支援体制があるが、1ホームだけとれていないので、夜間支援体制の方策を検討する。
- 6 ホームズなでしこ（なでしこ・やまと）については、利用者一人ひとりの個別支援計画に基づき、準備が整った適切な時期に無理なく単身生活や地域の通常規模のグループホームへ移行していくことを目指す通過型グループホームとしての支援を行う。
- 7 虐待等で児童施設に措置入所しており、18歳になって支援学校高等部を卒業しても帰る家がなく、頼れる親族もなく、自立のための蓄えもない未成年障害者の受け入れ等、社会的ニーズへの対応に努める。
- 8 ホームズなでしこ（なでしこ・やまと）の空床を利用した短期入所事業を行い、利用者がホームでの生活を通じて、地域生活の具体的なイメージ作りをすることや、家族等のレスパイトのためのサービス提供に努める。

【所在地】

名称	所在地	入居定員
あかね	東大阪市加納3	4名
アンサンモニー	大東市末広町4	5名
シンフォニー	寝屋川市松屋町19	4名
ベレール	大東市北新町	6名
クレール	大東市寺川1	4名
フーガ	大東市朋来1	4名
氷野	大東市氷野2	4名
OK	四條畷市中野新町13	4名
きたしんまち	大東市北新町	6名

新きたしんまち	大東市北新町	5名
ほうらい	大東市朋来2	5名
すえひろ	大東市末広町3	5名
はいづか	大東市灰塚3	4名
第2すえひろ	大東市末広町3	6名
第2ほうらい	大東市朋来	4名
第2あかね	東大阪市加納3	4名
なでしこ	大東市末広町	9名
やまと	大東市末広町	10名

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者4名
世話人（宿直員を含む）86名 生活支援員11名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

あかね	(1) 家賃	6畳 月額	8,720円
		4.5畳 月額	6,450円
	(2) 共益費	月額	47円
	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費		
	(5) 修理・買い替え費		2,000円
	(6) 食材料費		朝食200円・夕食600円
		お弁当（昼食）1食	300円
アンサンモニー 1	(1) 家賃	月額	9,333円
	(2) 共益費	月額	233円
	(3) 光熱水費	月額	9,000円
	(4) 日用品費	月額	1,867円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食材料費		朝食300円・夕食500円
			お弁当（昼食）1食

アンサンモニー 2	(1) 家賃	月額	14,450円
	(2) 共益費	月額	350円
	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費	月額	5,200円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食	300円
シンフォニー	(1) 家賃	月額	18,000円
	(2) 光熱水費	月額	9,000円
	(3) 日用品費	月額	2,000円
	(4) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(5) 食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食	300円
ベレール	(1) 家賃	月額	8,283円
	(2) 共益費	月額	73円
	(3) 光熱水費	月額	9,000円
	(4) 日用品費	月額	1,644円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食	300円
クレール	(1) 家賃	6畳 月額 4.5畳	8,106円 6,080円
	(2) 共益費	月額	605円
	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費	月額	1,555円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食材料費	月額 お弁当(昼食)1食	朝食200円・夕食600円 300円
フーガ	(1) 家賃	6畳 月額 4.5畳	13,657円 10,242円
	(2) 共益費	月額	490円
	(3) 光熱水費	月額	8,700円
	(4) 日用品費	6畳 月額 4.5畳	3,886円 3,430円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食	300円
氷野	(1) 家賃	月額(ベランダ有) 月額(ベランダ無)	25,250円 24,250円
	(2) 光熱水費	月額	10,000円

	(3) 日用品費 (4) 修理・買い替え費 (5) 食材料費	月額 月額 お弁当(昼食)1食	2,000円 2,000円 朝食200円・夕食600円 300円
OK1	(1) 家賃 (2) 光熱水費 (3) 日用品費 (4) 修理・買い替え費 (5) 食材料費	月額 月額 月額 月額 お弁当(昼食)1食	28,500円 9,000円 1,000円 2,000円 朝食200円・夕食600円 300円
OK2	(1) 家賃 (2) 共益費 (3) 光熱水費 (4) 日用品費 (5) 修理・買い替え費 (6) 食材料費	月額 月額 月額 実費 月額 月額 お弁当(昼食)1食	40,500円 2,500円 +1,000円 1,000円 2,000円 朝食200円・夕食600円 300円
きたしんまち	(1) 家賃 (2) 共益費 (3) 光熱水費 (4) 日用品費 (5) 修理・買い替え費 (6) 食材料	6畳 月額 4.5畳 月額 6畳 月額 4.5畳 月額 月額 お弁当(昼食)1食	8,981円 6,736円 73円 8,000円 1,127円 1,036円 2,000円 朝食200円・夕食600円 300円
新きたしんまち 1 (401号)	(1) 家賃 (2) 共益費 (3) 光熱水費 (4) 日用品費 (5) 修理・買い替え費 (6) 食材料費	6畳 月額 4.5畳 月額 6畳 月額 4.5畳 月額 月額 お弁当(昼食)1食	8,618円 6,463円 73円 11,000円 2,426円 2,244円 2,000円 朝食200円・夕食600円 300円
新きたしんまち 2 (501号)	(1) 家賃 (2) 共益費 (2) 光熱水費 (3) 日用品費 (4) 食費	月額 月額 実 費 費 実費	11,850円 110円 実費 実費 実費

ほうらい	(1) 家賃	6畳 月額	7,911円
		4.5畳	5,933円
	(2) 共益費	月額	392円
	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費	月額	1,834円
	(5) 修理・買い替え費	6畳 月額 4.5畳 月額	1,701円 2,000円
(6) 食材料費	月額	朝食200円・夕食600円	
		お弁当(昼食)1食	300円
すえひろ	(1) 家賃	6畳 月額	13,600円
		4.5畳	10,200円
	(2) 共益費	月額	280円
	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費	月額	3,524円
	(5) 修理・買い替え費	6畳 月額 4.5畳 月額	3,136円 2,000円
(6) 食材料費	月額	朝食200円・夕食600円	
		お弁当(昼食)1食	300円
はいづか	(1) 家賃(共用室分)	月額	10,750円
		個室 301号	50,000円
		月額	40,000円
	(2) 共益費	個室 その他 月額	3,000円
	(3) 光熱水費(共用室分)	月額	5,000円
		個室分は各自直接支払い	
(4) 日用品費(共用室分)	月額	1,250円	
(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円	
(6) 食材料費		朝食200円・夕食600円	
		お弁当(昼食)1食	300円
第2すえひろ	(1) 家賃	6畳 月額	11,337円
		5畳 月額	9,447円
		4.5畳 月額	8,502円
	(2) 共益費	月額	233円
	(3) 光熱水費	月額	8,000円
	(4) 日用品費	6畳 月額 5畳 月額	3,074円 1,987円
	4.5畳 月額	1,919円	
(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円	
(6) 食材料費		朝食200円・夕食600円	
		お弁当(昼食)1食	300円
	(1) 家賃	6畳 月額	11,600円
	(2) 共益費	月額	490円

第2ほうらい	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費	6畳 月額	3,910円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食材料費		朝食200円・夕食600円
	お弁当(昼食)1食		300円
第2あかね	(1) 家賃	6畳 月額	12,925円
	(2) 共益費	月額	95円
	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費	6畳 月額	3,440円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食材料費		朝食200円・夕食600円
	お弁当(昼食)1食		300円
なでしこ・やまと	(1) 家賃	6畳 月額	20,000円※
		※家賃額については収入等に 応じた減額特例有	
	(2) 光熱水費	月額	15,000円
	(3) 寝具リース費	月額	1,774円
	(4) 日用品費	月額	2,000円
	(5) 修理・買い替え費	月額	2,000円
	(6) 食費		朝食270円・夕食621円
空床型短期入所 事業(なでしこ・ やまと)	(1) 光熱水費	1泊	500円
	(2) 寝具リース費	1泊	53円
	(3) 日用品費	1泊	50円
	(4) 食費		朝食270円・夕食621円

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

2 短期入所・日中一時支援事業

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 将来に向けて自立生活をイメージした具体的な生活場面での様々な経験を通じ、必要な技術等の習得を支援する。また、地域生活支援事業（日中一時支援）の実施による日中活動の提供など、より幅広いサービスの提供により利用者ニーズに応えていく。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、見通しのあるサービス提供に努めるものとする。
- 3 利用希望者が年々増加、多様化する利用希望に応えられるよう、地域の中で本事業が担う役割を理解し、一人ひとりへの丁寧な支援を実践するとともに、家族へのレスパイトケアを可能な限り効率的に利用の確保を目指す。

【所在地】 大阪府大東市末広町15番6号
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者1名 生活支援員20名（常勤換算5.1名）

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、夏期休暇期間（8月12日～16日）、国民の祝日、年末年始休業期間（12月28日～1月4日）を除く。

サービス提供時間

- ・日中一時支援事業：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時45分
（利用者の状況に応じて、利用時間の相談に応じる。）
- ・短期入所事業：火曜日から土曜日 午後4時30分から翌日の午前9時30分
（日曜日、月曜日の休業については、職員配置体制が整い次第サービス提供に向けて努力する。）

※但し、ゴールデンウィーク、夏季休暇期間（8月12日～16日）、国民の祝日、年末年始休業期間（12月28日～1月4日）及び11月3日（さくらフェスタ）を除く。

※前項の営業日及び営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

【利用定員】 短期入所事業 6名
日中一時支援事業 10名

【対象者】 知的障害児・者 ・ 難病等対象者（16歳未満の者を除く）

【サービスの提供方法及び内容】

- （1）食事の提供
- （2）入浴又は清拭
- （3）身体等の介護

- (4) 生活訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

- ・朝食 1食につき270円 (うち食材料費200円)
- ・昼食 1食につき513円 (うち食材料費315円)
- ・夕食 1食につき621円 (うち食材料費405円)
- ・居宅に係る光熱水費 1日につき 220円
- ・日用品費 50円
- ・シーツ代 39円
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

II 相談支援部門

1 さくら相談支援事業(特定・一般・障害児)

特定相談支援事業 (基本相談・計画相談)

一般相談支援事業 (基本相談・地域移行・地域定着)

障害児相談支援事業

【事業目的】

- 1 相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者 (以下「利用者等」という。) の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。
- 2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (以下、障害者総合支援法) の施行及び改正に伴う相談支援事業の強化に対応するため、対象者のサービス利用計画策定を推進するとともに、就業・生活支援センター事業等における障害種別を問わない相談業務の実績から、より多くの多様な相談ニーズに対応できる体制の構築を目指す。

【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス (以下「福祉サービス等」という。) が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基

準」、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を厳守する。

【所在地】 大阪府大東市末広町15番6号
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者1名 相談支援専門員2名 相談員1名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで
但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

【対象者】

大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者、障害者総合支援法に規定する難病等の者及びその家族

(特定相談支援の対象者)

- ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者
- ・障害福祉サービスを利用する全ての障害児

(障害児相談支援の対象者)

- ・障害者通所支援を利用する全ての障害児

(一般相談支援の対象者)

- ・障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
- ・精神科病院に入院している障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- (3) サービス利用計画の原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) サービス利用計画の作成
- (6) モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施 等

2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業

【事業目的】

就業と生活を一体的に支援する本事業は、本年度においては各地域に即した支援のネットワークを活用しながら、就業・生活相談の取り組みと、障害者雇用啓発という両面からその活動を以下のように行う。

【所在地】 大阪府大東市末広町15番6号
電話 072-871-0047 FAX 072-889-2365

【職員配置】 センター長 1名 主任就労支援ワーカー 1名 就労支援ワーカー 2名
生活支援ワーカー 1名 職場定着支援員 1名

【営業日及び時間等】

事業所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。
但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

【対象者】 北河内東圏域(大東市・四條畷市・交野市)に在住の身体障害者、知的障害者、
精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害、難病等対象者

【支援内容】

- 1 就業に関する相談
 - ・ 就職に向けた相談を行う。
 - ・ 就職に向けた準備支援（職場実習・職業準備訓練の斡旋、就労移行支援事業所などの紹介等）
 - ・ 職場定着に向けた支援（職場訪問による適応状況の把握など）
 - ・ 関係機関との連絡調整（ハローワーク、職業訓練校、教育機関など）
 - ・ 事業主に対する相談・支援の実施
- 2 生活に関する支援
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住宅、障害年金（障害基礎年金）、余暇活動など、地域生活、生活設計に関する助言
 - ・ 関係機関との連絡調整（相談支援事業所、医療機関、福祉事務所など）
- 3 その他
 - ・ 「精神障害者のジョブガイダンス」の実施（ハローワーク門真主催）
 - ・ 「市町村障害者インターンシップ事業」の実施・協力（圏域内）
 - ・ 「地域障害者自立支援協議会」の参加（圏域内）
 - ・ 「進路指導関係機関連絡会議」の参加（北河内ブロック・中河内ブロック）
 - ・ エンパワメント研修の実施（当事者向け）
 - ・ 北河内高次脳機能障害ネットワーク会議（圏域内）
 - ・ 障がいのある学生の就職支援連絡会議（北河内圏域）
 - ・ 就職者の集いの実施（定着支援相談）（毎月1回土曜日または日曜日）
 - ・ 大東市障害者職場定着事業支援の実施
 - ・ 関係機関との連絡会議の実施
 - ・ 運営会議総会（年1回2月）
 - ・ ケース会議（開催は随時）

3 大東市地域就労支援事業

大東市に職員2名を派遣し、就労支援コーディネーターとして、障害者だけでなく母子家庭や高齢者など就職困難者の相談を受ける。

4 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援制度

当センター内に1名の職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置し、障害者(知的障害・精神障害者等)、その家族および事業主に対し、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施し、障害者の職場適応を図り、雇用促進及び職業安定を図る。

5 大東市職場定着支援事業

当センター内に職場定着支援コーディネーターを1名配置。障害者支援事業所(就労移行支援事業・就労継続支援B型事業等)を退所後、企業に就労された障害者に対して、所属していた障害者支援事業所の協力を得て支援員を派遣していただき、職場定着をサポートする。

Ⅲ 就労支援部門

1 就労移行支援事業・自立訓練(生活訓練)事業

【事業目的】

指定就労移行支援及び指定自立訓練(生活訓練)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援及び指定自立訓練(生活訓練)の提供を目的とする。

障害者総合支援法等の法令を遵守し、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会の役割や目的ののっとり、利用する障害者等に対して、利用者を主体とする自活に必要な就労支援・社会生活支援サービスを提供する。そして、個々の可能性を引き出し、独立かつ自立性のある社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して就労移行支援・自立訓練(生活訓練)とも標準2年間にわたって、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労及び社会生活に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 利用者確保の為にホームページを作成し、活動内容を広く伝える。見学者、実習の受け入れを積極的に行い、取り組みを実際に感じてもらえるようにする。支援学校だけでなく各種教育機関、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等への働きかけを実施するなど、地域で福祉サービスへつながっていない方へのアプローチを進める。また、そうした連携から新しいニーズの掘り起こしを行う。あわせて、昨年度から行っている利用者への顧客満足度調査と、見学者へのアンケートを継続的に実施してニーズへの対応を考えていく。

3 入所時には本人との関係作りを重視し、本人が望む生活、ニーズの聞き取りを丁寧に行う。働きたい気持ちのモチベーションが何かを確認しながら支援を行う。また、T T A P (TEACCH Transition Assessment Profile) を導入してご家族、本人と支援員が共通の理解を持って支援が出来るようにしていく。

自立訓練ではこれまでに実施してきたプログラムをより質の高いものにし、安定的に提供できる環境を整える。就労移行支援事業では、リアルな社会生活体験に加えて、パソコンプログラムや面接練習、S S T等で本人のニーズや課題に合わせた取り組みを充実させる。

4 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、または保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。加えて、事業利用中から退所後の本人の生活を意識して、家族、地域とともに就労を通してより良い自立と社会参加を実現できるようにすることを目指し、途切れない、分かりやすい、その人に合ったネットワークを構築する。そのために、退所時にフォローアップ計画の充実に努める。

【所在地】 大阪府大東市末広町15番6号
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 共通 管理者1名 サービス管理責任者1名 事務員2名
調理員 業務委託 医師（非常勤嘱託）1名
自立訓練 生活支援員5名
就労移行 生活支援員6名 職業指導員1名 就労支援員3名

【営業日及び時間等】 共通
営業日・時間 基本、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日、年末年始休業（12月29日から翌年1月3日）はこの限りでない。ただし、プログラムによっては、土曜日、国民の祝日にも開所する場合がある。
午前9時から午後5時45分
サービス提供時間 午前9時から午後4時30分

【利用定員】 自立訓練 18名
就労移行 32名

【対象者】 知的障害者、精神障害者、難病等対象者

【サービスの提供方法及び内容】

就労移行支援事業

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介護
- (5) 生産活動(軽作業、ベンチのリペア、洗車)

- (6) 実習先企業等の紹介
 - (7) 求職活動支援
 - (8) 職場定着支援
 - (9) 生活相談
 - (10) 健康管理
 - (11) 訪問支援
 - (12) 施設外支援
 - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

自立訓練（生活訓練）事業

- (1) 自立訓練（生活訓練）計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 日常生活及び社会生活に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
 - (4) 身体等の介助
 - (5) 生産活動(軽作業等)
 - (6) 社会生活技能訓練の提供
 - (7) 社会体験機会の提供
 - (8) 生活相談
 - (9) 健康管理
 - (10) 訪問支援
 - (11) 施設外支援（企業への実習等）
 - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (11) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【日課】 ※月～金曜日(但し、毎月第2水曜日は午前中の日課で終了)

時間	日課	備考
8:45	通所	通所後、作業服に着替え準備
9:00	全体朝礼 ラジオ体操	※自立訓練・就労移行とも適宜エンパワメントプログラム実施。
9:15	作業クラス朝礼	
9:25	作業開始	
12:00	昼食・休憩	
13:00	作業開始 (休憩15分)	
15:45	作業終了 片付け・清掃(全員) 作業クラス終礼	
16:30	更衣 帰宅	

【年間行事予定】

- 4月 保護者会総会
- 8月 大阪大会

10月 スポーツフェスタ大阪・自立ネット合同運動会

11月 さくらフェスタ 育成会近畿大会

3月 就職者激励会

・余暇支援プログラムとして土曜日開所予定。

・利用者一泊旅行及び日帰り旅行等については事業毎に日程を設定する。

* サロン 毎月第2日曜日

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき513円（うち食材料費340円）

日用品費の実費

2 スワンカフェ&ベーカリー大東店(就労継続支援A型事業)

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援A型」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 店舗での製造及び接客業務等、雇用契約に基づく就労機会の提供を通じ、働く喜びや社会との繋がりを実感できる場の提供を図るとともに、家と職場の往復だけでなく、生活を楽しむための余暇支援を通じて、社会経験を増やし、コミュニケーション力の向上や上手なお金の使い方を身につけるなど、自分らしい豊かな生活の実現にむけた支援を提供する。
- 2 利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との連携を図り、利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて、企業における作業や実習、適性に合った職場探し等の就労支援、また、就労後の職場定着のための支援を行う。
- 3 経営改善3ヵ年計画の2年目。コンサルテーションを導入し既存のスワンベーカリーブランドのみの充実に捕らわれず、新たな商品を取り扱う別事業の立ち上げ等、大幅な経営改善に向けて積極的な取り組みを展開する。

【所在地】 大阪府大東市末広町15番6号

電話 072-871-1120 FAX072-871-1120

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者1名

生活支援員1名 職業指導員2名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、夏期

休暇期間（8月13日～15日）及び国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。

サービス提供日・時間

夏期休暇期間（8月13日～15日）及び国民の祝日、12月29日～1月3日を除く午前6時から午後8時30分（但し、土曜日は午前7時から午後6時）

【利用定員】 10名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
 - (4) 身体等の介助
 - (5) 雇用契約の締結による就労機会の提供及び生産活動(パン製造販売・喫茶サービス等)
 - (6) 実習先企業等の紹介
 - (7) 求職活動支援
 - (8) 職場定着支援
 - (9) 生活相談
 - (10) 健康管理
 - (11) 訪問支援
 - (12) 施設外支援
 - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき513円（うち食材料費340円）

日用品費の実費